



2019 年合格目標

# 憲法・刑法の攻略法

## ～パーフェクト講座 憲法・刑法～

TAC/Wセミナー 専任講師  
渋谷校 姫野 寛之

**TAC**

## 1 セミナーの趣旨

本セミナーは、憲法・刑法の出題傾向を徹底的に分析することにより、その対策（攻略法）を示すことを目的とする。

## 2 憲法

### (1) 出題傾向

#### ① 典型論点を題材とする推論問題

- (a) H29-2-ウ（予算の法的性格）
- (b) H29-3-エ・オ（憲法と条約との関係）
- (c) H25-2（党籍の変動と議員資格の喪失）
- (d) H24-2（立法権と行政権の関係）
- (e) H24-3（条例と罰則）
- (f) H23-1（海外渡航の自由）
- (g) H23-2（内閣の法律案提出権）
- (h) H22-1（法の下の平等）
- (i) H21-1（外国人の人権）
- (j) H21-3（最高裁判所規則と法律との関係）
- (k) H20-1（生存権の法的性格）
- (l) H20-3（予算の法的性格）
- (m) H19-1（人権の私人間効力）
- (n) H19-3（法令違憲判決の効力）
- (o) H18-1（衆議院の解散）
- (p) H17-2（最高裁判所又は下級裁判所の条約審査権）
- (q) H17-3（内閣の法律案提出権）
- (r) H16-2（国会の両議院が定める議院規則と国会法との関係）
- (s) H16-3（公共の福祉による基本的人権の制約）
- (t) H15-2（人権の私人間効力）

#### ② 判例を題材とする問題

判例を題材とする問題は、以下の3類型に分類することができる。

##### a 結論の前提事項

- (a) H30-1-ア（少年法 61 条が禁止する報道に当たるかどうかの判断基準）

- (b) H30-2-イ・ウ・エ・オ (憲法 14 条の解釈)
- (c) H27-3-⑥ (法律の範囲内といえるかどうかの判断基準)
- (d) H26-1-ア (税関検査事件：検閲の意義)
- (e) H25-1-ア (八幡製鉄事件：個人と法人の政治資金の寄付との差異)
- (f) H24-1-ア (森林法共有林事件：財産権の保障の意義)
- (g) H22-2-ア (津地鎮祭事件：政教分離の意義)
- (h) H22-2-ウ (津地鎮祭事件：「宗教的活動」の意義)
- (i) H22-2-エ (箕面忠魂碑事件：「宗教上の組織もしくは団体」の意義)

#### b 合憲性判断基準

- (a) H29-1 (公衆浴場法距離制限事件, 酒類販売免許制事件)
- (b) H28-1-イ (外務省秘密電文漏洩事件)
- (c) H28-1-エ (日本テレビ事件)
- (d) H28-1-オ (NHK 記者証言拒絶事件)
- (e) H25-1-ウ (猿払事件)
- (f) H25-1-オ (未決拘禁者の喫煙禁止)
- (g) H24-1-イ (森林法共有林事件)
- (h) H23-1-オ (帆足計事件)

#### c 結 論

上記以外の問題・設問

### ③ 空欄語句挿入問題

- (a) H30-3 (条例制定権)
- (b) H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法)
- (c) H27-3 (地方自治の本旨)
- (d) H24-2 (立法権と行政権の関係)
- (e) H22-1 (法の下の平等)
- (f) H22-3 (地方自治)
- (g) H21-2 (外国人の人権)
- (h) H19-1 (人権の私人間効力)

④ 未出分野からの出題

- (a) H30-1 (プライバシー)
- (b) H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法)
- (c) H28-1 (取材の自由)
- (d) H28-2 (主権の概念)
- (e) H26-1 (検閲)
- (f) H24-1 (財産権)
- (g) H23-1 (海外渡航の自由)
- (h) H22-3 (地方自治)

⑤ 頻出論点

司法権

(2) 対 策

- ① 典型論点を題材とする推論問題
- ② 論点の網羅的習得 (未出分野の先回り)
- ③ 重要判例の理解及び暗記

【法令違憲判決アプローチ】

- (a) 尊属殺重罰規定違憲判決 (最大判昭 48. 4. 4)
- (b) 薬事法距離制限規定違憲判決 (最大判昭 50. 4. 30)
- (c) 衆議院定数配分規定違憲判決 (最大判昭 51. 4. 14)
- (d) 同上 (最大判昭 60. 7. 17)
- (e) 森林法共有林分割制限規定違憲判決 (最大判昭 62. 4. 22)
- (f) 郵便法免責規定違憲判決 (最大判平 14. 9. 11)
- (g) 在外国民選挙権制限違憲判決 (最大判平 17. 9. 14) ※
- (h) 国籍法規定違憲判決 (最大判平 20. 6. 4)
- (i) 非嫡出相続分規定違憲決定 (最大決平 25. 9. 4)
- (j) 再婚禁止期間規定違憲判決 (最大判平 27. 12. 16)

※ 在外国民選挙権制限違憲判決（最大判平 17.9.14）

[事実関係]

本件は、国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民（在外国民）に国政選挙における選挙権行使の全部又は一部を認めないことの適否等が争われている事案である。すなわち、在外国民であるXらは、①平成10年以前の公職選挙法では国政選挙で投票する機会が与えられていなかったこと、②平成10年改正後も衆議院小選挙区・参議院選挙区選挙では投票が認められていなかったことを理由として、選挙権の行使をすることができる地位の確認と立法不作為に基づく国家賠償を求めた。

[裁判要旨]

① 「在外国民は、選挙人名簿の登録について国内に居住する国民と同様の被登録資格を有しないために、そのままでは選挙権を行使することができないが、憲法によって選挙権を保障されていることに変わりはなく、国には、選挙の公正の確保に留意しつつ、その行使を現実的に可能にするために所要の措置を執るべき責務があるのであって、選挙の公正を確保しつつそのような措置を執ることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合に限り、当該措置を執らないことについて上記のやむを得ない事由があるというべきである。」

② 「世界各地に散在する多数の在外国民に選挙権の行使を認めるに当たり、公正な選挙の実施や候補者に関する情報の適正な伝達等に関して解決されるべき問題があったとしても、既に昭和59年の時点で、選挙の執行について責任を負う内閣がその解決が可能であることを前提に上記の法律案を国会に提出していることを考慮すると、同法律案が廃案となった後、国会が、10年以上の長きにわたって在外選挙制度を何ら創設しないまま放置し、本件選挙において在外国民が投票をすることを認めなかったことについては、やむを得ない事由があったとは到底いうことができない。そうすると、本件改正前の公職選挙法が、本件選挙当時、在外国民であった上告人らの投票を全く認めていなかったことは、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反する」。

③ 「本件改正は、在外国民に国政選挙で投票をすることを認める在外選挙制度を設けたものの、当分の間、衆議院比例代表選出議員の選挙及び参議院比例代表選出議員の選挙についてだけ投票をすることを認め、衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙については投票をすることを認めないというものである。この点に関しては、初めて在外選挙制度を設けるに当たり、まず問題の比較的少ない比例代表選出議員の選挙についてだけ在外国民の投票を認めることとしたことが、全く理由のないものであったとまでいうことはできない。しかしながら、本件改正後に在外選挙が繰り返し実施されてきていること、通信手段が地球規模で目覚ましい発達を遂げていることなどによれば、在外国民に候補者個人に関する情報を適正に伝達することが著しく困難であるとはいえなくなったものというべきである。」

④ 「遅くとも、本判決言渡し後に初めて行われる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の時点においては、衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙について在外国民に投票をすることを

認めないことについて、やむを得ない事由があるということはできず、公職選挙法附則8項の規定のうち、在外選挙制度の対象となる選挙を当分の間両議院の比例代表選出議員の選挙に限定する部分は、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するものといわざるを得ない。」

【H21-2-1】

国外に居住して国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民である在外国民についても、憲法によって選挙権が保障されており、国は、選挙の公正の確保に留意しつつ、その選挙権の行使を現実的に可能にするために、所要の措置を執るべき責務を負うが、選挙の公正を確保しつつそのような措置を執ることが事実上不能又は著しく困難であると認められる場合には、在外国民が選挙権を行使することができないこととなっても違憲とはいえない。

○（最大判平 17.9.14）

【公権力敗訴判決アプローチ】

- (a) 南九州税理士会事件（最判平 8.3.19）
- (b) 堀越事件（最判平 24.12.7）
- (c) 日産自動車事件（最判昭 56.3.24）
- (d) 前科照会事件（最判昭 56.4.14）
- (e) 早稲田大学江沢民講演会事件（最判平 15.9.12）
- (f) エホバの証人輸血拒否事件（最判平 12.2.29）
- (g) 神戸高専剣道実技拒否事件（最判平 8.3.8）
- (h) 愛媛玉串料事件（最大判平 9.4.2） 等

### 3 刑法

#### (1) 出題傾向

##### ① 判例を題材とする問題

近年は、「判例の趣旨」に照らして正誤の判断をする問題しか出題されていない。

##### ② 頻出論点

###### a 総論

- (a) 正当防衛【H29-25, H25-25, H21-25, H18-27, H13-24】
- (b) 共同正犯【H26-24, H22-24, H19-25, H12-23, H11-23】
- (c) 実行の着手【H24-24, H20-25, H12-26】
- (d) 中止未遂【H27-25, H21-24, H13-23】
- (e) 故意【H27-24, H23-24】

###### b 各論

- (a) 窃盗罪【H28-25, H23-26, H20-26, H19-26, H16-27, H12-26】
- (b) 詐欺罪【H26-26, H21-26, H18-26, H14-24】
- (c) 強盗罪【H27-26, H22-25, H13-25】
- (d) 文書偽造罪【H30-24, H25-26, H17-26, H11-26】

##### ③ 長期間論点の出題

長期間論点とは、「おおむね10年以上出題されていない論点」をいう。

- (a) 故意【H23-24】 \*H27-24
- (b) 自首【H30-25】
- (c) 人の生命・身体に対する罪【H30-26】
- (d) 住居侵入罪等【H23-25】 \*H29-24
- (e) 放火罪【H24-26】
- (f) 因果関係【H25-24】
- (g) 文書偽造罪【H25-26】 \*H17-26, H30-24
- (h) 罪数【H26-25】 \*H14-26
- (i) 間接正犯【H28-24】
- (j) 国家的法益【H28-26】

## (2) 対 策

- ① 重要判例の理解及び暗記
- ② 財産罪対策の精度
- ③ 過去問論点の網羅

## 4 パーフェクト講座 憲法・刑法

全10回で憲法と刑法の対策を万全なものとする。

教材は、択一式対策講座【理論編】憲法・刑法とほぼ共通である。

以 上



【MEMO】